

第3期

橋本市教育大綱

2023(令和5)～2027(令和9)年度

2023年(令和5年)3月

橋本市

■教育大綱策定の趣旨

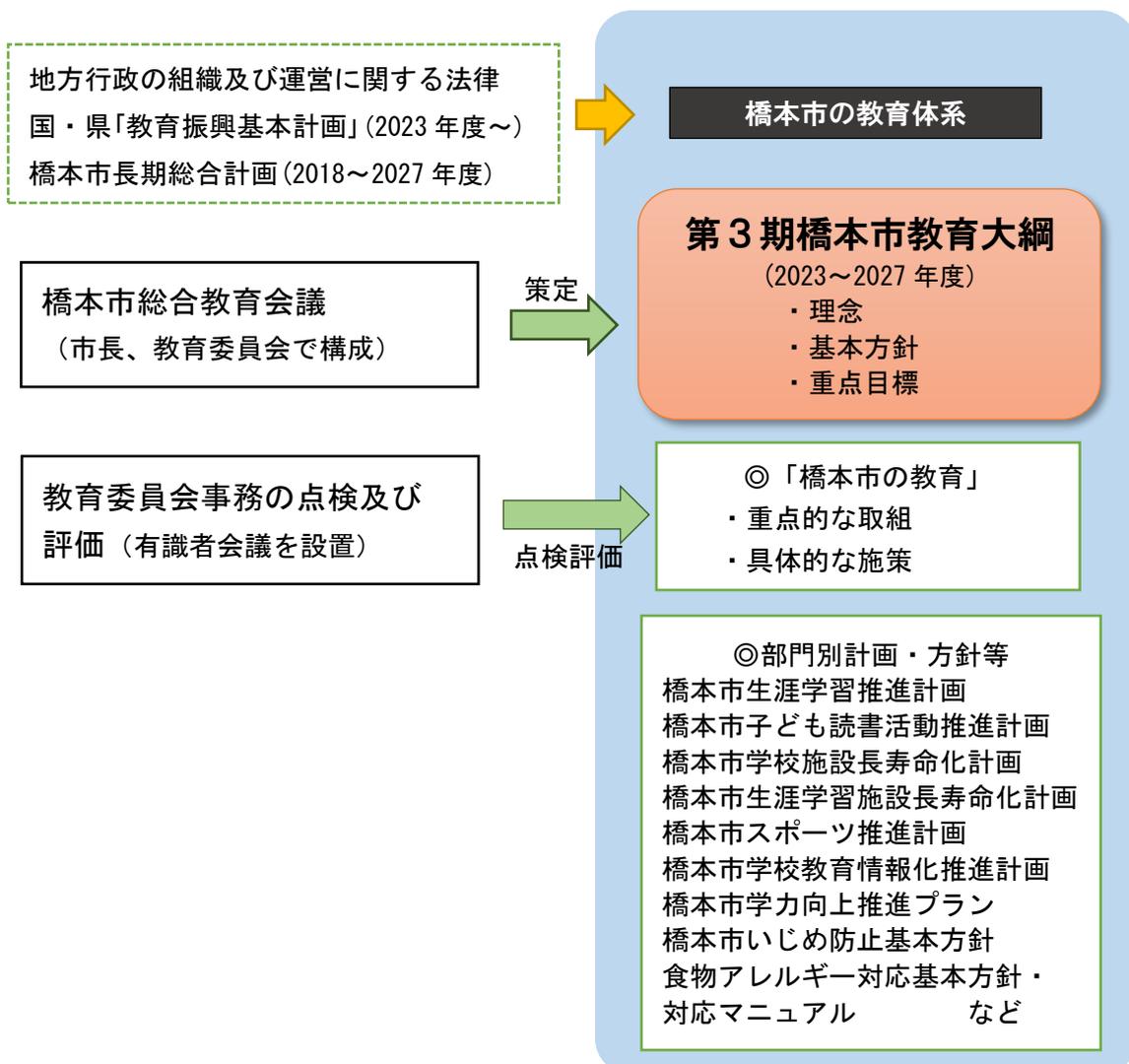
橋本市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、橋本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。市長と教育委員会で構成する総合教育会議での協議を経て市長が策定するもので、市の教育行政の根本となる指針を示すものです。

■教育大綱の位置づけ

教育大綱は、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じて定めることとされています。また、和歌山県においても教育振興基本計画が策定され、本県教育がめざす基本的方向が示されています。

一方、本市においては、「第2次橋本市長期総合計画」（計画期間2018年度～2027年度）が2018年3月に策定され、今後10年間のまちづくりの指針が示されました。

第3期橋本市教育大綱は、国・県の教育振興基本計画を参考にして、橋本市長期総合計画との整合を図りながら、橋本市の教育行政の根本となる指針を示すものとして策定しました。なお、この教育大綱に基づく重点的な取組や具体的な施策については、「橋本市の教育」として冊子にまとめ、毎年度発行することとしています。



■計画期間

2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）とします（終期を長期総合計画の後期基本計画に合わせます）。ただし、期間内であっても社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行うこととします。

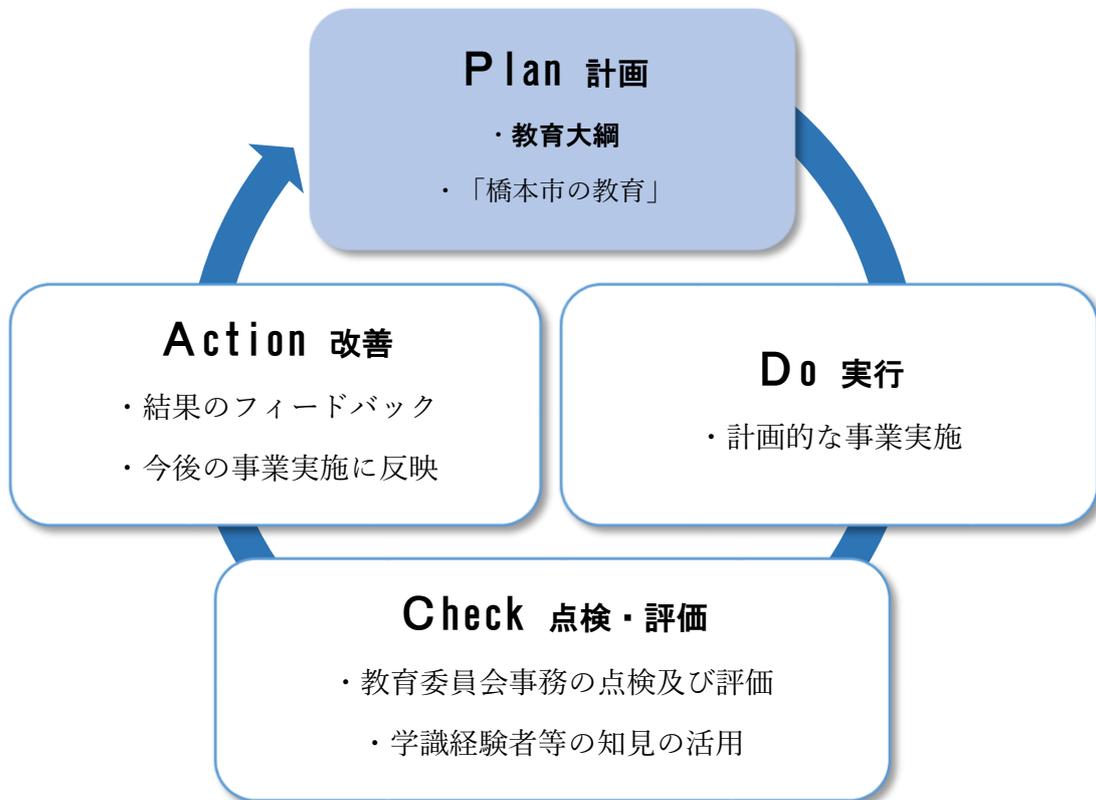
■教育大綱に基づく施策の進行管理

教育大綱に基づく施策、各事業の実効性を担保するため、PDCAサイクル[※]による進行管理を行い、常に改善を行いながら事業を進めます。

まず、教育大綱に基づいて実施する重点的な取組や具体的な施策は、成果指標を設定した上で「橋本市の教育」として冊子にまとめ、毎年度発行します。そして、その事務が「橋本市教育大綱」に沿い適正に実施されているか、取り組み状況等について点検・評価を行います。なお、点検・評価にあたっては、客観性・公平性を確保するため、教育に関する学識経験を有する者等の知見の活用も図ります。点検及び評価の結果はフィードバックし、次年度以降の教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用します。

※PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する手法

◆教育委員会におけるPDCAサイクル



第3期橋本市教育大綱

[理念]

人が学びあい、共に育むまちづくり
—自治と協働のまち橋本市に向けて—

[基本方針と重点目標]

◆豊かな心と健やかな体を育みます

- (1) 人権教育を推進し、その実践を支援します
- (2) 子どもの道徳性を育む教育を推進します
- (3) 郷土愛を育てるため、ふるさと学習の推進や地域の歴史文化の保護・活用を図ります
- (4) 文化芸術・スポーツに親しむ機会を提供します
- (5) 食の大切さの学びを推進します

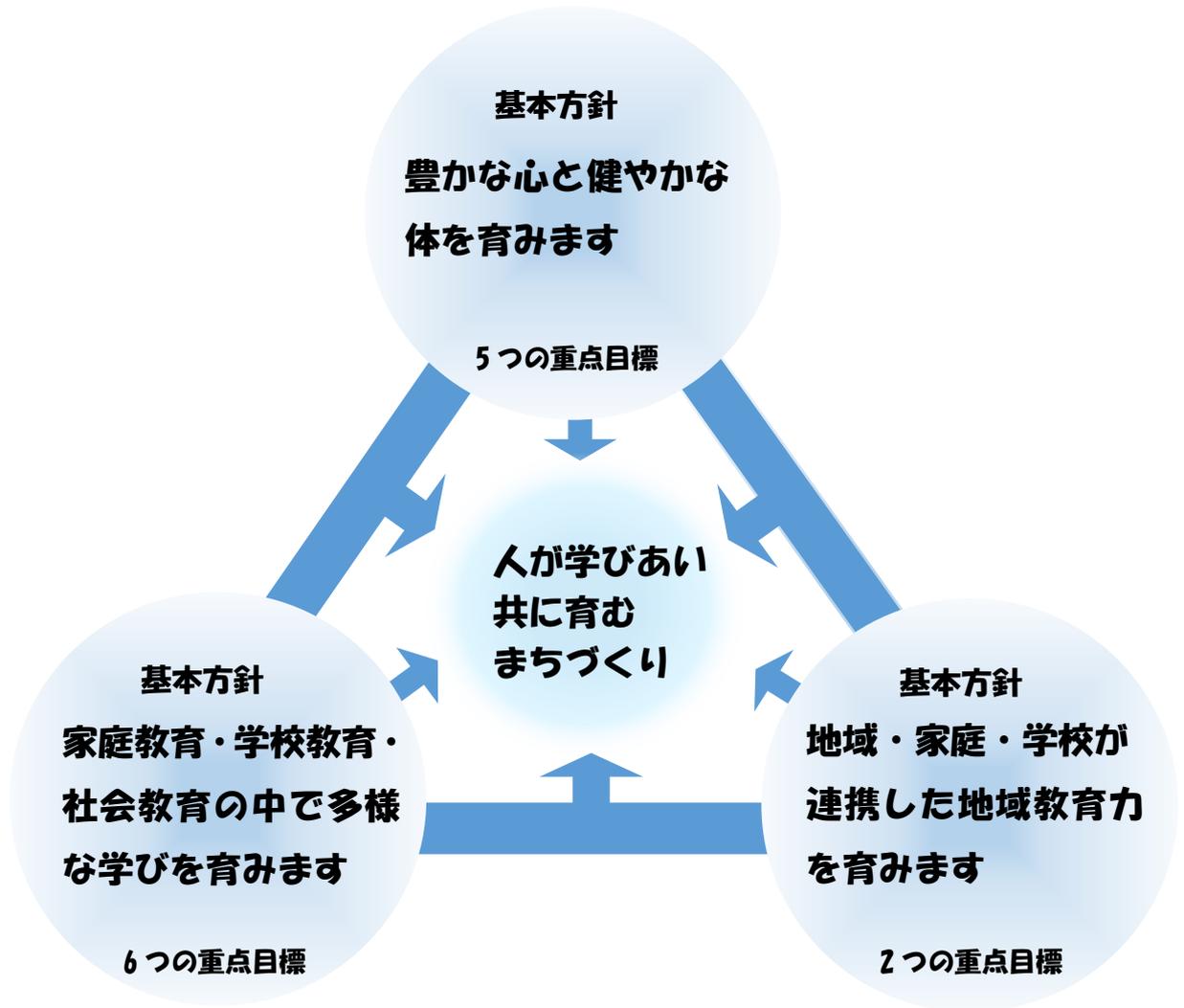
◆家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学びを育みます

- (6) 基礎学力を基盤とし、学習者の能動的な学びを推進します
- (7) 持続可能な社会の創り手を育む教育（SDGs・ESD）を地域と協働しながら推進します
- (8) 保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の連携を図ります
- (9) より良い学びの場のための教育環境を整えます
- (10) 心身の健康の保持増進を図り、健康な生活を実践するための教育を推進します
- (11) 読書活動の推進と図書館サービスの充実を図ります

◆地域・家庭・学校が連携した地域教育力を育みます

- (12) 共育コミュニティと学校運営協議会が連携・協働し、大人も子どもも学びあう場づくりを推進します
- (13) 関係機関が連携し、子どもの健全な育成と家庭教育を支援します

■第3期橋本市教育大綱 理念・基本方針・重点目標の相関図



理念である「人が学びあい、共に育むまちづくり」を実現するために3つの基本方針と13の重点目標を定めました。それぞれの基本方針と重点目標が結び付き、相互に補完しながら相乗効果を生み出し、理念の達成を目指します。

■橋本市教育大綱の解説

◎理念

人が学びあい、共に育むまちづくり

— 自治と協働のまち橋本市に向けて —

【趣旨】

橋本市では、子どもも大人も共に育ち、育て合うことを目指し、地域・家庭・学校が連携したまちづくりに取り組んでいます。

また、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活を送れるまちを目指し、協働してまちづくりを進めることを基本理念とした、「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」を制定（2019年4月施行）するなど、市全体として協働のまちづくりに取り組んでいます。

第3期教育大綱でも、第2期教育大綱の理念「人が学びあい、共に育むまちづくり」を継承し、豊かな心と健やかな体を育むこと、多様な学びを育むこと、地域・家庭・学校が連携した地域教育力を育むことの3点を基本方針と定め、教育行政に取り組んでいきます。

◎基本方針と重点目標

◆豊かな心と健やかな体を育みます

- (1) 人権教育を推進し、その実践を支援します
- (2) 子どもの道徳性を育む教育を推進します
- (3) 郷土愛を育てるため、ふるさと学習^{*1}の推進や地域の歴史文化の保護・活用を図ります
- (4) 文化芸術・スポーツに親しむ機会を提供します
- (5) 食の大切さの学びを推進します

子どもから大人まで各々の学びを保障することは、我がまちの人づくり、まちづくりの育みに欠かすことはできません。

この基本方針では、人間性に富んだ豊かな心と生涯にわたる健康に生活できる体を培うことが肝要で、生命や人権を尊重する心、郷土愛と、文化芸術、スポーツへの親しみ、食の大切さなどを学び、豊かな心と健やかな体を育むことを目標とします。

【趣旨】

- (1) 地域・家庭・学校などあらゆる場面において、多様な学習機会を捉え、人権意識を高揚する人権教育を推進します。

〔具体例：人権講演会、人権映画上映会、いじめアンケートの実施 等〕

- (2) 態度教育、基本的な生活習慣、社会的ルール等を含む道徳教育において考え議論する活動を通じ、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。

〔具体例：態度教育（あいさつ、返事、後片付け、立腰等）、あいさつ運動 等〕

(3) 学校教育や生涯学習の場においてふるさとに関する学びと、地域の歴史文化に触れる取り組みや偉人顕彰に関する取り組みを進め、郷土愛を育みます。

〔具体例：新資料館建設、文化財の指定・登録、偉人の広報周知、ふるさと橋本学 等〕

(4) 文化芸術・スポーツに親しむ場と、住民の健康の保持増進を図る機会を提供し、地域での賑いや心身ともに健やかに暮らせる生活を支援します。

〔具体例：すこやか橋本まなびの日、橋本市民総合文化祭、公民館まつり、橋本市民マラソン、橋本市民総合体育大会、市民大学、歴史講座 等〕

(5) 生涯にわたって健康的に暮らしていくため、食の大切さを学ぶことにより、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む取り組みを進めます。

〔具体例：学校給食、食育、給食試食会、食物アレルギー対応 等〕

◆家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学び^{※2}を育みます

(6) 基礎学力を基盤とし、学習者の能動的な学びを推進します

(7) 持続可能な社会の創り手を育む教育（SDGs^{※3}・ESD^{※4}）を地域と協働しながら推進します

(8) 保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の連携を図ります

(9) より良い学びの場のための教育環境を整えます

(10) 心身の健康の保持増進を図り、健康な生活を実践するための教育を推進します

(11) 読書活動の推進と図書館サービスの充実を図ります

子どもから大人まで各々の学びを保障するためには、家庭・地域・学校で持続的に学ぶことのできる機会を提供しなければなりません。

この基本方針では、子どもから大人まで各々が持つ学びの機会を家庭教育・学校教育・社会教育の場を通して提供し、持続可能で多様な学びを育むことを目標とします。

【趣旨】

(6) 学校教育において基礎・基本の定着を図り、学習者自らが能動的に学びに向かう学習活動を推進します。

〔具体例：学力状況調査、研修会の実施、非常勤講師の配置 等〕

(7) 持続可能な社会の実現に向けて、現代社会における諸課題を自らの課題として捉え、社会の創り手を育む教育を推進するとともに、地域と連携しながら幅広い世代に向けた学習の場を提供します。

〔具体例：ESD 研修会、環境学習、ICT 教育 等〕

(8) 保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校のそれぞれのつながりを意識し、小学校生活への円滑な適応や中学校区で連携した教育を推進します。

〔具体例：スタートカリキュラム、教職員の異校種授業参観 等〕

(9) 安全で良好な状態で学校施設・生涯学習施設を維持するために、計画的な整備を行うとともに、予防的な対策を講じた施設の長寿命化を図ります。

[具体例：学校施設・生涯学習施設の長寿命化、小中学校の適正配置、ICT環境整備 等]
(10)あらゆる教育の機会を通して、健康な生活を実践するための学びを提供するとともに生涯にわたる健康づくりを支援します。

[具体例：がん教育、ウォーキング事業、グラウンドゴルフ大会、健康講座 等]
(11)読書の楽しさを実感し、読書習慣の形成に向けた活動を推進します。また、すべての市民の豊かな読書活動の拠点となる図書館づくりを進めます。

[具体例：読書習慣づくり、図書館主催行事の開催、ブックキーの運行 等]

◆地域・家庭・学校が連携した地域教育力^{※5}を育みます

(12) 共育コミュニティ^{※6}と学校運営協議会^{※7}が連携・協働し、大人も子どもも学びあう場づくりを推進します

(13) 関係機関が連携し、子どもの健全な育成と家庭教育を支援します

社会のグローバル化と ICT 教育の広がりが顕著なこの時代では、子どもが持つ未来への可能性は果てしなく、また、一方では子どもや家庭が抱える悩みは多様化しています。そこで求められているのが地域ぐるみの教育の力です。

この基本方針では、子どもを軸に地域・家庭・学校がつながり合い、子どもと大人がともに見守り、ともに成長する地域教育力を育むことを目標とします。

【趣旨】

(12)各小中学校に設置した学校運営協議会や市内全域で組織された共育コミュニティの活動を通じ、地域と密接に連携した、大人と子どもが学びあえる生涯学習活動を推進します。

[具体例：放課後こども教室、大人と子どもが共に学ぶ場の提供、異世代交流事業 等]

(13)教育・福祉の行政機関と地域が連携し、一体となった子育て支援の充実を図り、子どもの安全と健全育成を推進します。

[具体例：移動児童館、子ども冒険村、ジュニアリーダー研修会、社会を明るくする運動、立ち直り支援、非行防止活動、学童保育の充実、通学路の安全点検 等]

◎用語説明

※1 ふるさと学習

「ふるさと学習」とは、地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業などへの理解を深めるとともに、学校と地域が一体となって、ふるさとへの愛着を高め、ふるさとに貢献しようとする人を育てることを目標としています。本市の学校教育においては、「ふるさと橋本学」、「わかやま何でも帳」等の教材や地域の方とのふれあいを通じ、身近な地域の魅力に気づき、「橋本市民のひとり」として郷土を愛する心を育みます。

※2 多様な学び

学ぶ世代、学ぶ場所、学ぶ内容、学ぶ目的、学ぶ方法など、一人ひとり様々な学びの形があることを総称して多様な学びと定義します。

※3 SDGs

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに達成を目指す国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットで構成されており、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。SDGsは世界中の市民、企業、行政が協力して取り組む普遍的なものとして、国や各自治体も積極的に取り組んでいます。

「SDGs日本モデル」宣言とは、地方自治体が、国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示すもので、本市はこの宣言に賛同しています。

※4 ESD

「持続可能な社会の創り手を育む教育 (Education for Sustainable Development : ESD)」は、地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育であり、また、SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものです。本市教育委員会は、近畿ESDコンソーシアム(連合・共同体)の一員として、ESDの推進の拠点及びESD実践の支援や研修の機会を提供し、ESDを推進しています。

※5 地域教育力

地域の人材、自然、施設、伝統行事、世代間交流等を活かしながら地域社会全体で子どもたちを育てていく力と定義します。

※6 共育コミュニティ

地域・家庭・学校が一体となって、子どもの豊かな育ちや学びを支える中で、子どもも大人もともに育ち育て合い、人と人とのつながりをより深め、暮らしやすく活力のある地域づくりを目指しています。市内全域で共育コミュニティが7本部組織され、共育コーディネーターを中心に、園・小・中・高・特別支援・子ども館・児童館・公民館・地域の各種団体との連携・協働や「学校を核とした地域づくり」を目指し、活発な活動が行われています。

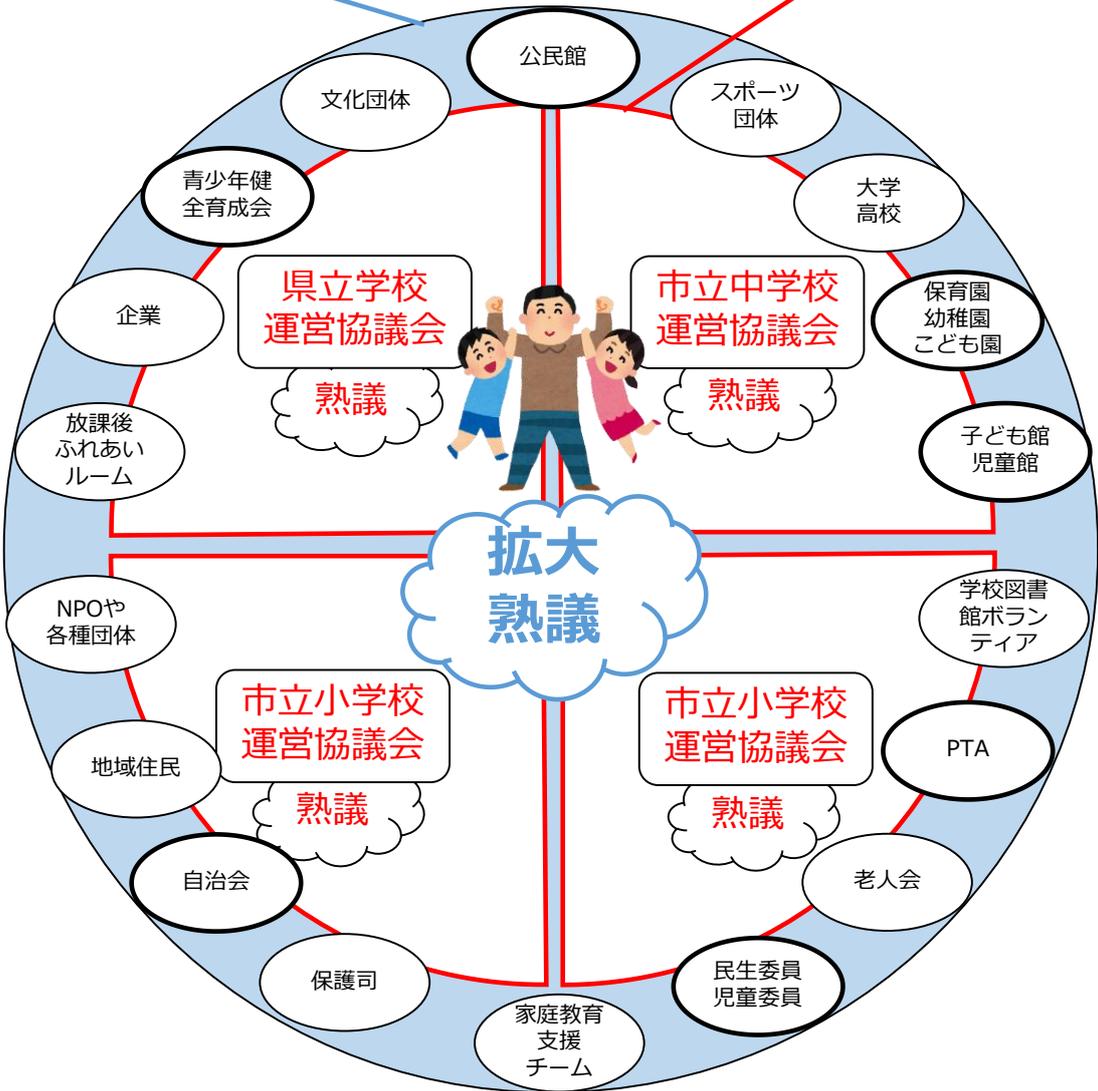
※7 学校運営協議会

法律に基づき教育委員会に任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。学校運営協議会を設置している学校のことを、コミュニティ・スクールと言います。地域・家庭・学校が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指しています。市内全域で各小中学校に学校運営協議会が設置され、社会に開かれた教育課程の実現に向け取り組んでいます。

**橋本市が目指す共育コミュニティの姿
～ イメージ図 ～**

学校の運営方針を核に（教育目標や研究テーマ）

共育コミュニティ本部 （地域学校協働本部） …目指す地域像・子ども像の共有	学校運営協議会 （コミュニティ・スクール） …目指す学校像・子ども像の共有
--	--



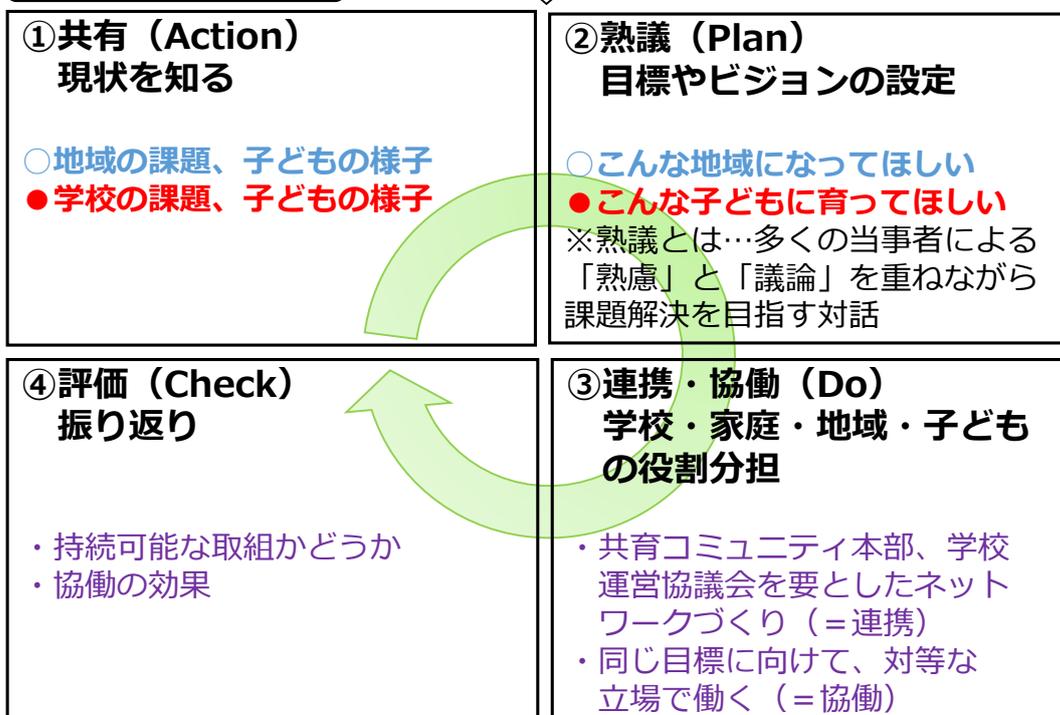
※イメージ図は、2小学校、1中学校、1県立学校の中学校区を想定。
 共育コミュニティ…コーディネーターを中心に各学校や各学校運営協議会、各種団体と連携・協働した活動。
 共育コミュニティ本部…各校園、各種団体代表（太枠は一例）等で形成される協議体。

**「共育コミュニティ本部」と「学校運営協議会」の連携・協働
～ マネジメント図 ～**

すべては子どもの未来のために
～地域と学校がつながり合い、大人がベクトルを合わせる～

<p>○共育コミュニティ本部 (地域学校協働本部) …子どもを軸に、 学校を核とした地域づくり 【中学校区単位を基本とする】</p>	<p>●学校運営協議会 (コミュニティ・スクール) …子どもを軸に、 地域とともにある学校づくり 【学校単位とする】</p>
--	--

PDCAサイクル



目指すべき連携・協働の姿

「共育コミュニティ本部」は、子どもを軸に、「目指す地域像・子ども像」を共有し、学校を核とした地域づくりを、「学校運営協議会」は、子どもを軸に、「目指す学校像・子ども像」を共有し、地域とともにある学校づくりを目指しています。地域や学校が持っている課題を解決するため、お互いが当事者意識を持って、十分に議論を重ね (= 熟議)、課題解決の取組を行うこと (= 連携・協働) で、地域と学校がつながり、社会全体で子どもの成長を支えます。